

会議名 (審議会等名)	川西市介護保険運営協議会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 いきいき長寿室 内線(2671)		
開催日時	19年10月4日(木)13時30分~15時20分		
開催場所	市役所2階 202会議室		
出席者	委員	峯本 佳世子 三木 篤志 今西 要 河島 誠 東元 宣嘉 若林 朝子 倉内 康子	
	その他		
	事務局	健康福祉部長 いきいき長寿室長 樋口主幹 堀本主幹 大田主幹 野口副主幹 池田副主幹	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴人数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 報告事項 3 協議事項 4 その他 5 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

平成19年度第2回川西市介護保険運営協議会

余縄委員欠席

2 報告事項

(1)平成18年度介護保険事業概要について 事務局から説明(資料1)

会 長：ただいまの説明につきましてご意見、質問等はありませんか？

委 員：P11の「市内の事業者」で小規模多機能型居宅介護が0になっているが、以前の会議で、4月頃にできると聞いていたが、現在、予定地も形跡ないがどうなっているのか？

事務局：地主と協議中とのことで、現在建設は止まっているが、年内には結論が出ると聞いている。

委 員：P7の説明文で「平成15年12月から市内の一部施設が介護保険の対象施設でなくなった」とあるが、どういう意味か？

事務局：療養型施設には、介護型と医療型があり、本市では介護型がすべて医療型に転換した経過があります。

委 員：P5の認定調査だが、新規の調査はすべて市で行っているのではないのか？

事務局：H18年度の改正により新規申請にかかる訪問調査については、市が直接行うことになり、本市でも嘱託員3名を増員したが、委託せざるを得なかった。

委 員：やはり、3人では大変なのか。

事務局：3人といっても、4月から配置できたのは1人だけで、3人が揃ったのは9月からだったこともある。20年度からは増員を行ない対応したい。

(2)平成19年度介護保険サービス等の進捗状況について 事務局から説明(資料2)

委 員：7月の福祉委員会の中で出た話題で、見た目には元気な人がヘルパーに家のことをお手伝いさん代わりにさせて、本人は外出等して遊んでいる人がいるが、どうなっているのか？とか、伊丹市では軽度認定者にはヘルプサービスをしていないとも聞いたが、実状はどうなっているのか？

事務局：ホームヘルプサービス(訪問介護)には、身体介護と生活援助があり、生活援助は、独居以外は認めないのが原則であるが、同居の人が介護できない場合等で保険者が認める場合は利用できる。

伊丹市は例外をなくしている。本市の場合は以前からの経過もあり、いきなりダメにするのではなく、ケアマネジャーからの指導等により徐々に修復していきたい。また、適正化事業の中でも給付の監視を行い、今月も、ケアマネジャーに連絡・指導します。

委 員：保険料を使っているのに、無駄なサービスは止めてほしい。

<地域包括支援センター運営協議会>

(1)地域包括支援センターの状況について 事務局から説明(資料3)

委 員：本題から外れるかもしれないが、「川西市地域包括支援センターを支える会」に対する行政の係わりは？

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

事務局：市が直営するセンターに対し「支える会」の運営等を市が行うことは、矛盾があり、あくまでも地域等関連団体などが主体で動いている。

委 員：これについて行政はノータッチなのか？

事務局：メンバーに行政職員も入っており、何かあればバックアップする考えはある。

委 員：「支える会」の対象は、「川西市地域包括支援センター」だけで、「川西南」や「東谷」は該当しないのか？

事務局：そうです。これは各地域包括支援センターを対象にしたものではなく、基幹型地域支援センター、つまり地域包括支援センターを取りまとめる機関を対象としている。

会 長：地域包括の市民への周知も意図しているのか？

事務局：地域包括支援センターが地域に根付くものとするため、市民へアピールする意味でも実施した。

会 長：在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの切替について市民には充分には伝わっていないこともあり、PRも必要である。

<地域包括支援センター運営協議会>

(2)新予防給付ケアプラン原案作成委託事業者について

事務局から5事業者追加について説明(資料4)

会 長：特にご意見等もないようですので、事務局案のとおりでよろしいか？

各委員：了解

3 協議事項

<地域密着型サービス運営委員会>

(1)小規模多機能型居宅介護事業者の選定について

事務局から説明(資料5)

委 員：スプリンクラーは、なくても良いのか？

事務局：面積が150㎡以上は必置とされており、今回はそれ以下なのでなくても可です。

委 員：食費、居住費は介護保険の給付対象外か？

事務局：そうです。

委 員：建設予定地の住民の了解、反応はどうか？

事務局：説明会等で近隣住民の了承を取るのが建設の前提条件となる。その後で建築物や、設備も確認して市が承認する。

実際の運用についても、最大25名を登録し、1日に、3分の1以上の利用をしなければならないなど制約も多い事業である。

委 員：地図上の赤い印と黄色い印は何か？

事務局：黄色は現在事業展開しているところで、赤は今回申請している建設予定地です。

委 員：そこは今は、更地になっているのか？

事務局：家が建っている。それを改良する予定

会 長：他にご意見等もないようですので、この協議事項につきましては、事務局案のとおり実施していくことに決定します。

4 その他

会 長：何でも結構ですので、委員から何かございませんか？

会 長：何もありませんので、事務局から次回開催日程についてお願いします。

事務局：次回開催については来年の2月頃を予定している。

会 長：以上で、会議を終了します。

以上